

防医教第 147 号

令和元年 5 月 29 日

病 院 長
教 務 部 長 殿
防衛医学研究センター長

医 学 教 育 部 長
(公 印 省 略)

防衛医科大学校倫理委員会迅速審査分科会
について (通知)

改正 令和 3 年 3 月 30 日

標記について、防衛医科大学校における研究に関する倫理規則（平成 26 年防衛医科大学校達第 11 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。
なお、防医教第 537 号（26. 4. 1）は、本通知の施行日をもって廃止とする。

記

(構成)

- 1 防衛医科大学校倫理委員会迅速審査分科会（以下「分科会」という。）は次の各号に掲げる分科会長及び委員をもって構成する。
 - (1) 分科会長 病院長
 - (2) 委 員
 - ア 教務部長
 - イ 医学教育部長の指名する者 若干名

(審査要領)

- 2 分科会による審査要領は次のとおりとする。
 - (1) 前項により指名された委員は、概ね 2 週間以内に申請のあった実施計画の確認結果を分科会長に提出するものとする。
 - (2) 分科会長は提出された確認結果を審査したうえで、別紙様式により、委員長に報告又は必要な措置を講じ委員長に報告するものとする。

(委員会の責務)

- 3 分科会長及び委員は、審査上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。

(事務)

- 4 分科会に係る事務は教務部教務課において行う。

(委任規定)

- 5 この通知に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は分科会長が定める。

附 則

この通達は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

配布区分：各学科目の長、各講座の長、動物実験施設長、共同利用研究施設長

迅速審査報告書

年 月 日

防衛医科大学校
倫理委員会委員長 殿

防衛医科大学校倫理委員会
迅速審査分科会
委員名

倫理委員会迅速審査結果について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 受付番号
- 2 申請先区分 迅速審査分科会
- 3 審査対象 実施計画 出版公表原稿 症例報告
- 4 申請内容
- 5 課題名
- 6 申請者
- 7 審査判定 非該当 承認 不承認 条件付承認
倫理委員会における審議
- 8 理由